

Q778. 労基法は残業代の割増率についてどのように定めていますか？

労基法の定める割増率は、次のとおりです。この割増率は労基法が定める最低基準ですから、これを下回る定めを置いたとしても無効です。これを超える割増率を定めている場合には、その定めに従った割増賃金（残業代）を支払わなければなりません。

1 時間外労働時間

- ① 1か月の合計が60時間以下の時間：25%以上
- ② 1か月の合計が60時間超の時間：50%以上

当分の間、中小事業主に対する②の適用は猶予されることとされていましたが、労基法の改正により、2023年4月1日から同猶予が撤廃されることになりました。中小事業主とは、資本金の額は出資の総額が3億円以下である事業主又はその常時使用する労働者の数が300人以下である事業主をいいます。

2 法定休日労働

35%以上

3 深夜労働

25%以上

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成